

第28回芦屋市入札監視委員会議事概要

(様式第2号)

第28回 芦屋市入札監視委員会 議事概要

日 時	平成26年5月24日(土) 9:30~11:30
場 所	南館4階 第1委員会室
出席者	委員長 松山 治幸 委員 小島 幸保 委員 富田 智和  事務局 岡本副市長 佐藤総務部長 宮崎契約検査課長 高松総務部主幹(検査担当課長) 契約検査課職員
事務局	総務部契約検査課
会議の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <非公開・一部公開とした場合の理由> 芦屋市入札監視委員会規則第5条第5項
傍聴者数	0 人(一部公開の場合に記入すること。)

1 会議次第

(1) 議事

- ① 入札・契約手続の運用状況等の報告(平成25年度下半期執行分)
- ② 競争入札にかかる指名停止等の措置基準適用状況報告(平成25年度下半期執行分)
- ③ 随意契約サンプリング調査結果報告(平成25年度第3四半期・第4四半期調査分)
- ④ その他
  - ・ 芦屋市での入札不調・不落の状況について
  - ・ 平成26・27年度入札参加資格認定状況について
  - ・ 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号随意契約について

2 提出資料

- 資料(1) ア 入札状況及び随意契約内容一覧表 平成25年度下半期  
(平成25年10月1日~平成26年3月31日)  
イ 契約検査課所管公共工事入札状況 参加業者・落札業者区分別一覧表  
ウ 契約検査課所管公共工事入札状況 予定価格段階別一覧表  
①~③抽出事案関係書類(写し)
- 資料(2) 競争入札に係る指名競争入札等の措置基準適用状況一覧表  
(平成25年度下半期分)
- 資料(3) 随意契約サンプリング調査結果報告【第3・4四半期】
- 資料(4) ①芦屋市入札状況 不調不落発生件数  
②平成26・27年度指名競争入札参加資格認定件数  
③特定随意契約発注見通

## 第28回芦屋市監視委員会議事概要

### (1) 入札契約状況の報告（平成25年度下半期）

(事務局)

本市では平成26年1月から工事の最低制限価格を事前公表から事後公表に変更しています。

また、平成25年度は過去2年間に比べて平均落札率が上昇しています。

理由は、東京オリンピック開催決定・東日本大震災復興事業・アベノミクスによる国の補正予算等による工事の増加・労務単価の引上げ等が考えられます。

(質疑・意見)

平成25年度上半期市内・市外業者での入札で市内業者が落札分の落札率が例年に比べると低いですが何か理由は考えられますか？

(事務局)

落札されたのは2案件（単価契約）のみであり、総数が少ないためと思われます。

(質疑・意見)

入札中止が多いようですが、何か傾向等がありますか？

(事務局)

技術者配置についても緩和が進められていますが、同じ一名を配置するにも小規模工事より大型工事に配置した方が効率的であり、受注価格面からは予算算定に当たり本年4月からの消費税率の変更を受け、昨年末から民間工事の駆け込みによる工食用足場の不足や資材の高騰等があり、市場の不安感を勘案して応札（受注）を控える動きがあったようです。公共工事は単年度契約が基本であり国の補正予算による工事は全国レベルで一斉入札となるため契約が難しいと考えられます。本市では1社のみでの入札は認めていません。

市場価格に瞬時に対応できる民間と違い適正価格を必要とする公共工事においては、そのタイムラグにより受注価格が合わなくなることもあります。

(質疑・意見)

芦屋市は1社のみでの入札は中止ですね？

(質疑・意見)

自治体によりそれぞれだと思います。入札中止が多い場合は、1社のみでも入札するところもあるようです。

落札率が上昇しているようですが、市民から見ると関心のあることだと思います。なぜ落札率がこれほど上がるのか説明できるように準備しておいてください。

最低制限価格を事後公表に変えた結果はどうでしょうか？

(事務局)

最低制限価格を事後公表にしてから、最低制限価格の設定がないものも含んで13件入札を行いました。落札率は86.3%です。平成25年度全体と比較すると落札率は少し下がっています。最低制限価格を事後公表にした影響かどうかはわかりません。

### 【抽出事案について】

#### (1) ①芦屋市消防署東山出張所耐震化改修工事

(事務局)

耐震を含む内外部改修工事です。特別簡易型総合評価落札方式の公募型指名競争入札としましたが参加申請は1者のみで入札中止後、通常の公募型指名競争入札の結果、参加申請4社のうちから受注者を決定しました。

(質疑・意見)

これまでも総合評価落札方式で参加者がいないという案件はありましたか？

(事務局)

伊勢町9街区先下水管更生工事も総合評価落札方式ですが、8社参加申請がありました。

兵庫県では本市が一番早く総合評価落札方式を実施しました。当時は地域貢献度等ではなく技術点を評価していました。

(質疑・意見)

市内業者の育成も必要ですが、バランスが難しいです。

(1) ② 芦屋中央公園管理棟解体工事

(事務局)

旧耐震基準の鉄筋コンクリート建物3棟解体、跡地をアスファルト舗装する工事です。指名競争入札として7社指名、5社が辞退、1社不参加のための失格により入札中止となり、その後公募型指名競争入札を行い、2社参加申請があったものの、1社辞退のため入札中止となりました。辞退理由は年度末による技術者不足とのことでした。その結果、同入札の際に辞退しなかった者と随意契約を締結しました。

(質疑・意見)

公募型指名競争入札には指名競争入札の際に応札した者からの申請はなかったのですか？

(事務局)

はい。発注時期にずれが生じたための技術者不足が考えられます。

(質疑・意見)

辞退することでペナルティは無いのですね。

(事務局)

ありません。

(質疑・意見)

辞退者数が多いのですが、指名業者を増やす等の措置はありますか？

(事務局)

再入札に際して、本市では公募型指名競争入札を採用しています。

(質疑・意見)

入札中止には色々な理由があるかと思われませんが、芦屋市の入札制度としての改革などを検討してください。

(1) ③ 芦屋市営改良住宅2号棟外壁改修工事

(事務局)

外壁改修工事一式・屋根金属板葺替一式の建築工事です。12社指名し、3社が最低制限価格で応札し、抽選により受注者を決定しました。

(質疑・意見)

最低制限価格で3社が応札しましたが、最低制限価格は事後公表ですか？

(事務局)

事後公表です。ホームページで最低制限価格の計算式を公表しています。

(質疑・意見)

その計算式を公表しているのであれば最低制限価格を事後公表にした意味がないのではないのでしょうか？予想された最低制限価格で複数社応札するということがしばらく続くということでしょう。

(事務局)

最低制限価格で複数者が応札するだけでなく、最低制限価格未満の入札により無効になるケースも増えています。

(質疑・意見)

予定価格の7割～9割ということですが、それだけ幅があるのですね？

(事務局)

計算式は兵庫県公共工事契約連絡協議会モデル式を使っていますので、計算は可能ですが最終の調整は応札者が判断します。最低制限価格を下回り無効になるケースが増えていますので、独自で計算した結果が必ずしも合っているわけではありません。

## (2) 競争入札にかかる指名停止等の措置基準適用状況報告

(事務局)

本市と仮契約中であつた者が公正取引委員会から刑事告発を受け、指名停止となり、仮契約解除願が提出されたもの及び兵庫県内で発生した受託収賄による指名停止がありました。

(質疑・意見)

指名停止をすることによって、芦屋市に影響はありますか？

(事務局)

仮契約中であつた案件については空調関係の大手がほぼ指名停止になりましたので、本庁舎空調機器更新が延期となりました。

## (3) 随意契約サンプリング調査結果報告（平成25年度第3四半期・第4四半期調査分）

(事務局)

抽出は契約検査課、調査は所管課以外の課長が実施、調査内容は随意契約理由の正当性、契約の相手方の選定及びその過程の正当性を調査し改善すべき事案があつた場合契約検査課長が改善を指導するもの。

調査結果

- 1) 施工場所・工期設定が近接しており工事内容がほぼ同一
- 2) 契約先の選定において機会均等としているがその運用記録を残していない

改善指導

- 1) 施工時期が接近する案件はスケールメリットを考慮し一括発注すること。
- 2) 機会均等運用が明確にわかる記録を整備すること。

(質疑・意見)

1) について一括発注すると地方自治法施行令第167条の2第1項による随意契約できるものの限度額を超えてしまうからですか？

(事務局)

必要であろう時期にそれぞれ契約していますが、それらをまとめて発注すると随意契約できる限度額を超えます。

(質疑・意見)

今後とも不適切と思われる案件については適切な改善指導を行ってください。

(4) ①芦屋市での入札不調・不落の状況について

(事務局)

橋梁工事等の特殊技術を要する案件は大手業者を除くと、阪神間では受注可能者が限定され、その選定に苦慮しており、また笹子トンネルの崩落事故を起因とした国土交通省から緊急点検実施の指示もあり、一層、発注の集中が見込まれます。

本市は今年度と来年度で橋梁改修工事を予定しています。

(質疑・意見)

阪神間は同じような状況が考えられます。

(事務局)

発注方法も含め検討課題となっています。

(4) ②平成26・27年度入札参加資格認定状況について

(事務局)

2年に1度指名競争入札の申請受付をしています。2年前とほぼ同じ業者数を資格認定しました。

(4) ③地方自治法施行令第167条の2第1項第3号にかかる新聞報道について

(質疑・意見)

どういったことが問題ですか？シルバー人材センター等に依頼する業務か、競争入札すべき業務かということですか？

(事務局)

本年4月に他市での高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するものへの発注の不透明性について新聞報道があったものです。本市においては問題ありません。

(質疑・意見)

シルバー人材センターと契約している業務は請負率が低いですが特に問題ないですか？

(事務局)

高齢者等の雇用の安定等に関する法律等の意に沿った場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により同法規則第18条の2により契約締結前・締結後にその状況を公表しています。

(質疑・意見)

シルバー人材センターに依頼しないといけないというわけでもないですか？

(事務局)

はい。民間業者と契約しても良い業務です。

(質疑・意見)

今後も継続的に報告してください。

(4) その他（最低制限価格の事後公表について）

(事務局)

前回の入札監視委員会で、最低制限価格を事後公表するにあたって、職員への働きかけがあるのではと懸念されていました。慎重な取り扱いと職員を守る仕掛けを考えるようにという課題がありました。最低制限価格の計算式が公表されていることもあり、職員に対する働きかけや特異な質問などは今のところありません。

(質疑・意見)

今後も継続的に報告してください。